

よくある問い合わせQ&A

【申請・届出関係】

(Q1) 古物とはどのようなものをいうのですか

(A1) 古物とは

- ① 一度使用された物品
- ② 使用されない物品で使用のために取引されたもの
- ③ これらの「物品」に幾分の手入れをしたもの

をいいます。

* 古物であっても大型機械類（航空機、鉄道車両、20トン以上の船舶、5トンを超える機械等）は除かれます。ただし、5トンを超える機械であっても、自走可能なもの、けん引される装置があるものは除かれませんが、

(Q2) 古物商とはどういうものですか

(A2) 古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業をいいます。

ただし、古物の買取りを行わず、無償又は手数料を徴して引き取った古物を売却する営業は除外されます。

(Q3) 取扱う古物の区分にその他はありますか

(A3) ありません。

例) ファクシミリ装置、電気類、楽器等を扱う場合

事務機器類（ファクシミリ装置）、機械工具類（電気類）、道具類（楽器）に分類されます。

古物営業法施行規則第2条では、古物を以下の13品目に区別しています。

- ① 美術品類
- ② 衣類
- ③ 時計・宝飾品類
- ④ 自動車
- ⑤ 自動二輪車及び原動機付自転車
- ⑥ 自転車類
- ⑦ 写真機類
- ⑧ 事務機器類
- ⑨ 機械工具類
- ⑩ 道具類
- ⑪ 皮革・ゴム製品類
- ⑫ 書籍
- ⑬ 金券類

(Q4) 新規申請は、どこの警察署に届出すればよいですか

(A4) 「主たる営業所を管轄する」警察署になります。

例) 本店所在地が千葉市中央区、主たる営業所が市原市の場合

⇒ 市原警察署生活安全課へ届出をしてください。

(Q5)変更届出書は、どこの警察署に届出すればよいですか

(A5) 変更する内容により、届出できる警察署が異なります。

1 営業所の名称、所在地、新設、廃止及び主たる営業所の別（事前届出）

① 届出書の提出先警察署

変更前の営業所を管轄する警察署（変更前から2つ以上営業所がある場合は、いずれかの営業所を管轄する警察署）

② 届出書の提出期限

変更の日の3日前までに届出

③ 届出書の様式

変更届出書（別記様式第5号）

2 上記1以外の変更（事後届出）

氏名、名称又は住所、法人の代表者の氏名（住所変更を含みます）、管理者の氏名又は住所、行商をしようとするものであるかどうかの別など

① 届出書の提出先警察署

- ・ 営業所が1つの場合は、その所在地を管轄する警察署
 - ・ 営業所が2つ以上ある場合は、いずれかの所在地を管轄する警察署
- 注：許可証の書換が必要な届出は、主たる営業所を管轄する警察署でなければ受理することができません。

② 届出書の提出期限

変更日から14日以内（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、20日以内）

③ 届出書の様式

変更届出・書換申請書（別記様式第6号）

(Q6)警察署の受付時間を教えてください

(A6) 平日（月～金曜日）午前9時～午後4時までとなっております。

《* 祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。》

(Q7)申請書はホームページのどこにありますか

(A7)千葉県警察のホームページからダウンロード出来ます。

- 検索方法 ⇒ ①千葉県警察 古物商 申請書 等と入力
 ②生活安全部風俗保安課|申請書ダウンロード|千葉県警察 を押す
 ↓申請書ダウンロードのページに移行
 ↓画面を下にスクロール
 ③「古物営業法施行規則」 の掲載のページが出てくる
- 新規申請 : 古物商・古物市場主許可申請書 (古物営業法第5条第1項関係)
 変更届出 : 変更届出書 (古物営業法第7条第1項関係)
 変更・書換 : 変更届出・書換申請書 (古物営業法第7条第2項、同条第5項関係)
 再交付 : 再交付申請書 (古物営業法第5条第4項関係)
 返納 : 返納理由書 (古物営業法第8条第1項、同条第3項関係)

(Q8)申請書の他に必要な書類はありますか

(A8)あります。以下の表を参照してください。

必要書類		個人許可申請	法人許可申請
申請書	古物商古物市場主許可申請書	別記様式第1号その1からその4までの必要部分を1通	
添付書類	個人 法人役員全員 営業所管理者 について	住民票	・本籍記載のもの (外国人は国籍・在留資格等記載のもの)
		身分証明書	破産者、準禁治産者に非該当のもの (*準禁治産者該当～平成12年4月1日以降に出生した者は不要)
		略歴書	過去5年間の略歴を記載したもの (規定様式なし)
		誓約書	欠格事由に該当しないことを誓約したものの (個人用、法人用、管理者用の別あり)
	登記事項証明書		法人登記事項証明書
	定款		法人定款の写し
	該当する場合 添付を要する書類	プロバイダ 等との契約 書類の写し	ホームページ利用取引を行う場合 (プロバイダ等から送付された契約書、 認定通知書等)

【その他】

(Q9)古物営業許可申請の手数料はいくらですか

(A9) 古物営業手数料一覧は下記のとおりです。

種別	手数料
新規許可申請	19,000円
許可証の再交付申請	1,300円
許可証の書換え申請	1,500円

(Q10)古物営業許可を受けられない者はどういう人ですか

(A10) 古物営業法第4条では、古物営業又は古物市場主営業の許可を受けようとする者が一定の前科がある場合、法令の規定を遵守せず適正に古物営業を営むことができないおそれがある場合に許可してはならないとしています。

【主な欠格事由】

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり5年を経過しない者
窃盗などで罰金刑に処せられその執行を終わり5年を経過しない者
- ③ 集团的に又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理ある者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく命令又は指示を受けた者であって、当該命令等を受けた日から3年を経過しないもの
- ⑤ 住居の定まらない者
- ⑥ 古物営業の許可を取り消されて5年を経過しない者
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- ⑧ 心身の故障により古物営業を適正に営めない者

(Q11)営業所設置について管理会社等の営業許可は必要ですか

(A11) 書類としては、法定書類ではありませんので公安委員会への提出は求めていません。しかしながら、賃貸等の場合、土地所有者や管理会社等とトラブルにならぬよう、古物営業を営むことを管理会社等から承諾を受けているか、申請受理時に担当者から確認をさせて頂くことがあります。

(Q12)営業所の管理者は1人選任すれば、誰でもなれますか

(A12) 古物営業法第13条で当該営業所又は古物市場主に係る業務を適正に実施するための責任者として、管理者を1人選任しなければならないとしています。

ただし、上記(A10)に記載のある【主な欠格事由】のうち、①から⑥に該当する者、心身の故障による管理者の業務を適正に実施できない者と未成年者は、管理者になることが出来ないとされています。

(Q13)管理者の業務とはどのようなものですか

(A13) 管理者は営業所又は古物市場に係る業務を適正に実施するための責任者となります。管理者は営業所等における業務を統括して従業者等を監督し、古物営業法や関係法令を遵守させ業務を適正に実施させなければいけません。

また、取り扱う古物が不正品か否か判断するために必要な知識、技術又は経験を得るように努めなければならないとされています。

(Q14)中古自動車を取り扱います。管理者が得なければならない必要な知識、技術又は経験とはどのようなものですか。

(A14) 取り扱う区分が自動車、自動二輪車又は原動機付き自転車である場合は不正品の疑いがある自動車、自動二輪車又は原動機付き自転車の車体、車台番号打刻部分等における改造及びその程度等を判定するために必要とされる知識、技術又は経験が該当します。

(Q15)ホームページを使用する際に提出するものはありますか

(A15) プロバイダ等から使用者宛の「承諾書」「契約書」等の疎明資料が必要です。

① 各プロバイダにより、名称は異なりますが、内容としては「プロバイダ名」「使用者名」「使用する（割り当てられた）URL」が明記されているもの

② ①の資料を紛失、汚損等した場合は、株式会社日本レジストリサービスの「WHOIS」の公開情報で疎明できれば当該情報（割り当てられたURL等）を印刷した書面

が必要です。

通知書の写し等が発行されない場合は、

- ・ プロバイダ等への問い合わせ結果内容、使用する（割り当てられた）URLやユーザ情報等が分かる疎明資料、申立書等

が必要です。

ホームページを開設して古物取引を行う場合は、その取り扱う古物に関する事項と共に

- ①「古物商の氏名又は法人名称」 ②「許可をした公安委員会の名称」
③「許可証の番号」

の3点を表示しなければなりません。

(Q16)許可が出るまでどのくらいかかりますか

(A16) 概ね40日となります。

(Q17)手数料の支払い方法は現金のみですか

(A17)「クレジット」「電子マネー」「コード決済」「現金」又は「収入証紙」(*)
での納付となります。

【留意事項】

収入証紙での納付は令和6年12月31日までとなります
ので、ご注意ください！！

* なお、**収入証紙廃止についてはあくまでも警察関係事務のみ**となります
ので、収入証紙自体が一切使用不可となるわけではありません。

